



第3部 分野別計画



第1章 真の豊かさを感じるまち

第1節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります

少子高齢化や核家族化など、暮らしを取り巻く社会環境の変化の中で、誰もが安心して心豊かに生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉に関わるサービスの充実や、子育てがしやすく、高齢期をいきいきと過ごせる環境づくりの一層の充実を図るとともに、多様なサービスを身近な地域で受けられるよう、地域福祉や*セーフティネットとなる社会保障制度の適正な運営等を図り、福祉の充実したまちづくりを展開します。

- (1)生涯を通じて健康で安心して暮らすために
- (2)助け合い、支え合う地域社会の実現のために
- (3)安心して子どもを産み、健やかに育てるために
- (4)ノーマライゼーション社会の実現のために
- (5)高齢者が地域社会の中でいきいきと暮らすために

現況と課題

(保健・医療)

近年、急速な人口の高齢化に伴い、生涯を通じて健康で安心して暮らしたいという市民の願いが高まっています。また、心の健康に関わる問題が増加する傾向も見られます。

そのため、心身両面から保健・医療サービスそれぞれの充実を図るとともに、保健・医療・福祉の各関係機関との密接な連携を図り、健康増進、予防、治療、リハビリテーションまでの一貫したサービス体制を築いていく必要があります。

(地域福祉・社会保障)

これまで福祉施策は、子どもや障害者(児)、高齢者など、対象者ごとに縦割りを基準とした福祉が展開されてきましたが、福祉ニーズの拡がりとともに、地域を基盤に援助が必要とされる人の自立と生活を総合的に支援することを目的とした「地域福祉」を充実させていく必要が生じています。これらの取り組みとともに、年金、医療保険、介護保険などの社会保障制度を十分に機能させ、重層的な支え合いの仕組みを整備していくことが必要です。

(少子化)

現在、大きな関心を集めている少子化は本市においても顕著に表れています。平成11年度末には、*合計特殊出生率が国を下回る1.23となるなど、今後、少子化は一層進むと予想されていることから、子ども一人ひとりの健やかな成長を基本としながら、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てができるよう多様な支援を進め、子育てをしやすい環境づくりを進めることが必要です。

(障害者 (児))

本市では障害者(児)が地域でその人らしい自立した生活を送ることを目標とした施策の推進を図ってきましたが、近年は障害者(児)自身の社会参加や地域における自立や交流への意欲がさらに高まっており、そのための支援を一層充実する必要があります。併せて、現在進められている社会福祉の基礎的な構造改革に伴い、行政の「措置制度」として行われてきた障害者(児)への様々な福祉サービスが、利用者の選択に基づく「契約制度」へと移行されることから、本市における福祉サービスについても、障害者(児)一人ひとりの選択や権利を尊重しつつ、障害の早期発見から療育、自立した生活の支援に至るまで一貫したサービスを提供できるよう、体制を見直していく必要があります。

(高齢化)

現在、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成22年(2010年)には総人口の約16%、およそ78,000人になることが予測され、高齢化は本市においても顕著に表れています。

そのため、高齢者がいきいきと自立した生活を送ることができるよう、介護に関わる支援から社会参加の機会充実まで身近な生活環境を整え、ゆとりと活力あるまちづくりを進めることが極めて大きな課題となっています。

基本方針

市民一人ひとりに合わせた心と体の健康づくりを進めることを基本に、地域に密着した保健活動、予防医療の充実を図るとともに、市内医療機関や広域的な連携により、万一の場合にも安心して医療が受けられる*救急医療体制を確立します。

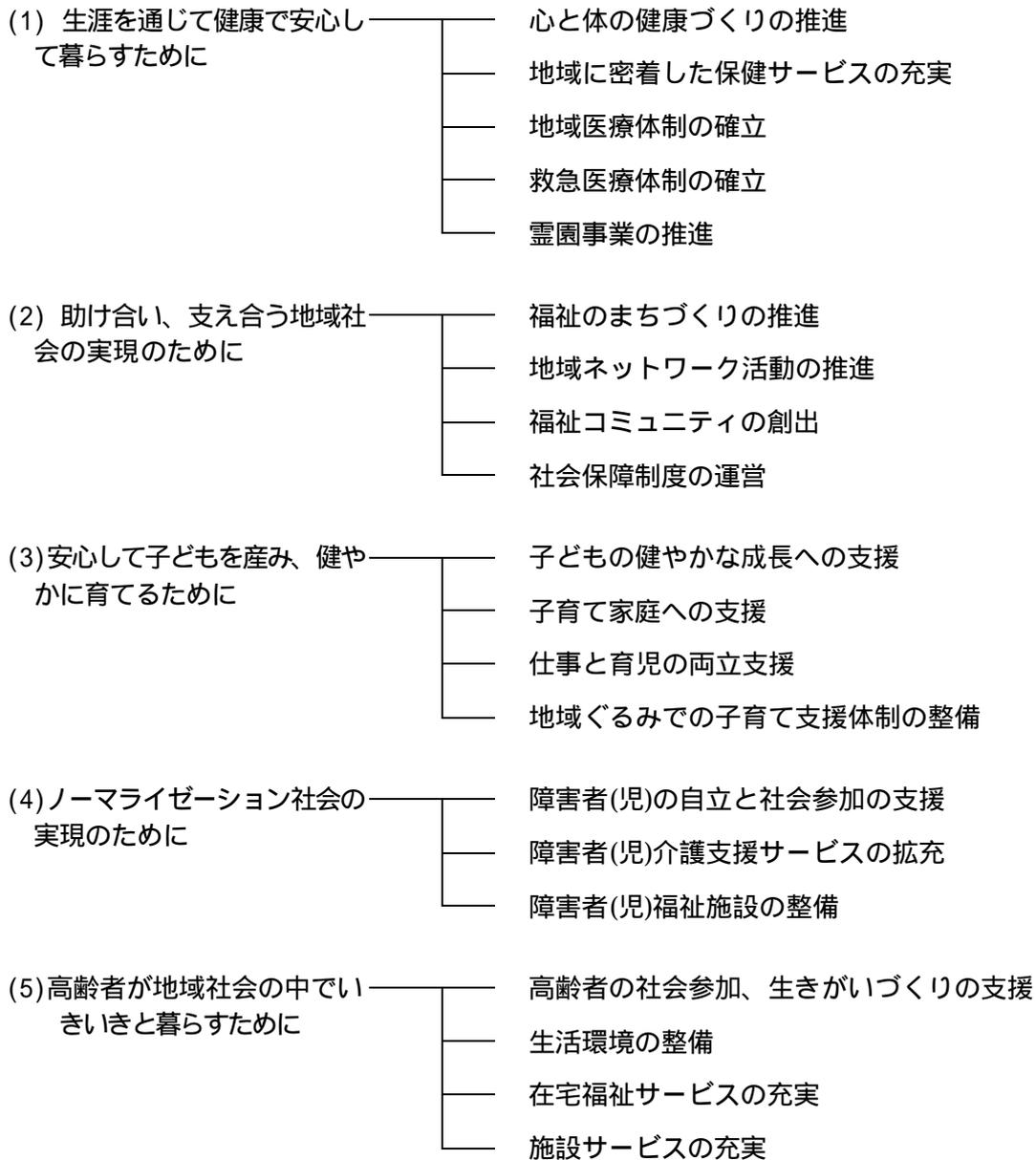
福祉に関わる地域の機関、人材等のネットワーク化や市民の主体的な参加による地域福祉体制を構築するとともに、各種の社会保障制度の適正な運営を図り、*自助、共助、公助のバランスのとれた地域福祉体制を確立します。

子どもたちが健やかに成長するよう、安全で楽しく遊べる地域環境づくりや子育て家庭への様々な支援を充実するとともに、地域ぐるみで子育てを助け合える仕組みづくりを進めます。

*ノーマライゼーション理念のもと、障害者(児)一人ひとりの主体性や権利が尊重され自立して暮らせるよう、居住や教育、社会活動のための場を整備、充実するとともに、介護支援サービスの拡充を図り、生活の質の向上を図ります。

高齢者が生きがいを持ち、安心、安全に暮らせるよう、生涯学習活動や社会参加への支援とともに、身の回りの生活環境の整備を図ります。また、在宅での生活を支援するサービスや介護サービスをはじめ、在宅生活が困難な高齢者には施設サービスを充実させます。

施策の体系



施策の概要

(1) 生涯を通じて健康で安心して暮らすために

心と体の健康づくりの推進

乳幼児から青少年、成人、高齢者まで、年齢や健康度に応じた各種の相談、健康診査、保健指導などの保健サービスを充実し、一人ひとりが健康づくりのできる環境を整備します。

地域に密着した保健サービスの充実

地域に密着したきめ細かな保健サービスを充実させるとともに、疾病の予防からリハビリテーションに至るまでの総合的な保健医療対策を推進します。

地域医療体制の確立

二次*保健医療圏を担う医療施設の整備を図ります。また、寝たきりをつくらないための保健・医療を推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による在宅医療、*在宅ケア推進の体制づくりを進めます。

救急医療体制の確立

市内医療関係団体や近隣市との連携により、救急医療や災害時医療、夜間・休日診療の体制を確立します。

霊園事業の推進

都市化、核家族化などの進展に伴い、多様化する墓地の需要に応えるため、民営墓地の適切な供給や配置を図るとともに、市営霊園の適切な維持管理を進めます。

(2) 助け合い、支え合う地域社会の実現のために

福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者(児)などが安心して様々な活動ができるよう、*ユニバーサルデザインなどに配慮した福祉のまちづくりを進めます。

地域ネットワーク活動の推進

福祉団体やボランティア団体、保健・医療機関、民生委員、児童委員など、地域における組織や人材、施設等の資源を総合的にネットワーク化し、身近な地域で必要な保健・医療・福祉サービスを受けることのできる体制づくりを進めます。

福祉コミュニティの創出

地域の問題はできるだけ地域で解決できるよう、主体的な市民活動で結ばれる福祉コミュニティの創出を図るとともに、その活動を活性化します。

社会保障制度の運営

年金事業の推進や、国民健康保険、介護保険の健全な事業運営を図るとともに、制度への理解を深めるための啓発、相談活動を充実します。

(3) 安心して子どもを産み、健やかに育てるために

子どもの健やかな成長への支援

次代を担う子どもが心身ともにのびのびと成長できるよう、安全な遊び場の整備を進めるとともに、公共施設などを活用した様々な活動を推進し、子どもの交流のための場の確保を図ります。

また、成長・発達の段階に応じ、個別に支援を必要とする子どものため、相談から*療育までの一貫した支援を積極的に行います。

子育て家庭への支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、育児の経済的負担の軽減を図るとともに、子育てに関する学習や相談、情報提供の充実を図ります。また、育児サークルなど保護者同士の交流

活動の支援を行います。

仕事と育児の両立支援

地域の需要に応じた保育園の充実を図るとともに、*一時的保育や延長保育など多様な保育サービスを拡充します。併せて、保育クラブなど放課後児童の健全な育成を図ります。また、*育児休業制度の周知をはじめ、子育てしやすい職場・労働環境の整備を雇用主に働きかけます。

地域ぐるみでの子育て支援体制の整備

地域社会全体で子育てを支援できるよう、地域における総合的な情報ネットワークを整備し、交流機会を充実させるなど、地域に内在する福祉力を様々な形で活用します。

(4) ノーマライゼーション社会の実現のために

障害者(児)の自立と社会参加の支援

障害者(児)の居住環境の整備をはじめ、教育や就労、社会参加活動の場の整備充実を図るとともに、健常者との交流や障害者(児)を支えるための人材の育成などを進め、自立と参加を促します。

障害者(児)介護支援サービスの拡充

地域での生活の質の向上を目指し、介護支援サービスを拡充します。

障害者(児)福祉施設の整備

障害者(児)の活動のための場の整備や、障害者(児)が地域の中で生活できる施設の整備を進めます。

(5) 高齢者が地域社会の中でいきいきと暮らすために

高齢者の社会参加、生きがいづくりの支援

高齢者がその豊かな知識や経験を活かすことのできる、社会参加の場や機会を拡充します。また、生涯学習、健康づくり、生涯スポーツのための場や機会を充実します。

生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

在宅福祉サービスの充実

保健・医療・福祉の連携のもと、在宅での日常生活への支援や介護サービスを拡充します。

施設サービスの充実

在宅での生活を継続することが困難な高齢者が適切な介護サービスを受けられるよう、施設での福祉サービスを充実します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
医療施設整備事業	浦安市川市民病院を地域医療の基幹病院として充実・強化を図るため、再整備を促進します。
救急医療整備事業	二次*救急医療体制の充実と診療時間外の救急医療に対する体制を整備します。
市営霊園整備事業	霊園用地の再整備と共同墓地や新たな形式の墓地を整備します。
地域ケアシステム推進事業	社会福祉協議会の支部単位に相談員を配置した拠点を整備し、地域住民や社会福祉協議会などの関係機関との協働により、地域福祉活動の充実や相談体制の確立を図ります。
子ども施策一元化事業	子どもが明るくのびのびと過ごすことができるよう、子どもの居場所づくりなど様々な分野にまたがっている子ども施策について、市民や子ども自身の視点で点検し、より分かりやすく利用しやすい子ども施策を進めます。
地域生活支援センター設置事業	障害者の地域生活支援の核となる機関として、地域生活支援センターを設置・拡充し、センターを中心としたシステムづくりを進めます。
高齢者福祉施設の整備	介護老人福祉施設やケアハウス等の施設整備を促進します。

第2節 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます

次世代を担う子どもたちが心豊かに育つ環境を整えていくことは、社会の責務だといえます。成長期にある青少年がいきいきと学び、自立性と社会性を身につけていくことができるよう、家庭、地域、学校が連携し教育の充実を図ります。

- (1)自ら行動する子どもを育てるために
- (2)開かれた学校教育を推進するために
- (3)青少年の健全育成のために

現況と課題

(教育)

本市では「ゆとり」の中で、「生きる力」を育む教育を目指し、子どもたちが、いきいきと主体的に学習する学校教育や時代に適応した教育の実践に力を入れ、自らの力で様々な課題を解決できる能力の育成を図ってきました。

さらに地域においては、学校、関係機関や各種団体、家庭や地域住民が協力して、児童・生徒が人々とふれあいながら学べる場づくりや、自分を見つめ、相手を思いやる気持ちを育む教育に力を入れているところです。

今後は、国際化、情報化、環境問題などの社会変化にも対応できる教育を充実するとともに、子どもたちが自らの個性を充分伸ばすことができるように、各学校が創意工夫をこらした特色ある教育を一層進める必要があります。また、開かれた学校づくりを推進し、地域と一体となって、信頼される学校教育を進めることが重要となっています。*余裕教室についても、学校教育の機能を高める視点から生涯学習・福祉・文化などの施設の活用を図り、時代のニーズに応えていくことが求められています。

一方、少子化の進行等に伴い、通学区域や学校間の規模を見直すとともに、快適で安全な教育環境を提供することを目的とした、小中学校の改築や校舎の耐震化などを計画的に進めることが課題となっています。

(青少年)

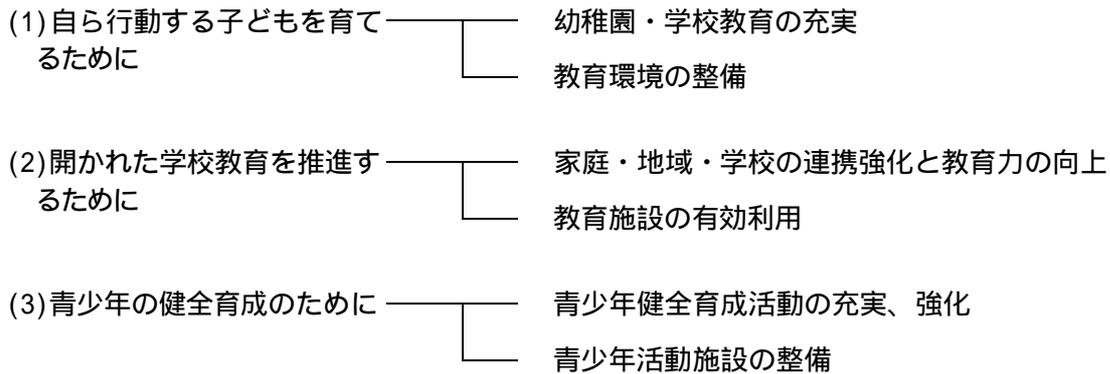
近年問題となっている、いじめや不登校、青少年犯罪など子どもに関わる様々な問題は、社会全体で対応していかなければならない大きな問題です。これらを未然に防ぐために、家庭、地域、学校が今まで以上に密接に連携を取りながら、青少年の健全育成を図ることが必要です。

基本方針

子どもの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を育み、いのちの尊さを理解できる教育を目指し、教育活動を充実するとともに、教職員の資質向上、学校施設の充実などに努めます。また、家庭、地域、学校の連携を深め、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。

さらに、地域における青少年活動を活発化し、青少年の健全育成と非行防止を推進します。

施策の体系



施策の概要

(1)自ら行動する子どもを育てるために

幼稚園・学校教育の充実

一人ひとりの個性や人間性を育むとともに、自ら学び、自ら考える力、他人を思いやる気持ち、健康で安全な生活を送る能力や態度を培うため、ボランティア活動、体験学習などによる、人権教育、福祉教育、心の教育、環境教育、*国際理解教育などへの取り組みを充実します。

教育環境の整備

市民から信頼される教育活動が展開されるよう、教職員の資質向上に努めるとともに、近年深刻化している心の問題に対応した相談・指導体制を確立します。また、就園・就学を奨励する制度を充実します。

老朽化した校舎の改修、耐震性の向上など学校等施設の整備充実を図るとともに、国際化、情報化等の変化に伴う新しい教育にも対応できる施設へと整備、改善を図ります。

必要に応じて通学区域の見直しや学校規模の適正化を図ります。

(2)開かれた学校教育を推進するために

家庭・地域・学校の連携強化と教育力の向上

*学校評議員制度の導入により、家庭、地域、学校との連携を一層密にして、地域ぐるみで子どもの健全な成長を支援するため、地域の人々との交流を推進するとともに地域の文化、歴史、図書館、博物館などを活用した学習機会を充実させ、それぞれの教育力の向上を図ります。

教育施設の有効利用

*余裕教室を地域で有効に活用していくため、利用目的に応じた施設・設備の整備を進めます。また、地域のニーズに応じて、校(園)庭や体育館、プール、特別教室などの市民開放を進め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

(3) 青少年の健全育成のために

青少年健全育成活動の充実、強化

青少年の主体的、社会的な活動を支援するため、様々な活動を指導する人材の確保や青少年団体、青少年リーダーの育成に努めます。

青少年を取り巻く社会環境や青少年が抱える問題に適切に対応した相談体制を充実させるとともに、家庭、地域、学校や関連機関が連携を取り、青少年の健全育成に努めます。また、地域社会全体で青少年の非行防止活動を推進します。

青少年活動施設の整備

青少年館、少年広場、キャンプ場など、青少年の健全育成及び地域社会における青少年活動を促進するための場の整備、充実を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
耐震補強事業	学校施設の耐震性向上を図るため、耐震診断及び耐震補強工事と改修工事を実施し、施設の整備を図ります。
教育施設営繕事業	老朽化した学校施設等の改修工事を実施し、施設の整備を図ります。
部活動等地域指導者協力事業	部活動における子どもたちの多様な欲求に対応するため、地域での専門的な指導ができる協力者の人数を増やすとともに、部活動に準じたクラブについても支援を拡大します。
コンピュータ教育振興事業	情報化社会に対応するため、学校においてもコンピュータ教育を可能とする学習環境を整備します。
教育相談事業	児童、生徒及び保護者、教職員からの相談を受ける教育相談員に対し、スーパーバイザーとして指導助言を行う嘱託医を配置することにより相談事業の充実を図ります。

第3節 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります

心の豊かさや生活の質の向上を求める時代にあって、文化、スポーツ活動やボランティア活動などを含めた生涯学習活動は、一層その重要性を増しています。自分の興味や関心に応じて、いつでも、どこでも、誰でもが生涯学習に取り組めるような環境を整備し、学習成果を発揮できる生涯学習社会を推進します。

- (1)生涯学習環境を整備するために
- (2)学習成果が発揮できるように

現況と課題

(生涯学習)

今日の生活水準の向上、余暇時間の増大により、人々の意識は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視するようになり、自己を高め、生活の質的向上を目指す学習活動や、生きがいや楽しみとしてのスポーツ、レクリエーション活動などが積極的に行われるようになりました。

そのため本市においても、いつでも、どこでも、誰でもが自分のライフステージに応じて学習への取り組みが出来るよう、生涯学習センターや図書館、公民館、スポーツセンター、博物館などの整備、充実に努め、市民の活動の場がさらに身近になるよう場や機会を拡充します。

さらに、市民の多様なニーズに応えることができるよう、生涯学習関連情報の提供などを進めていくとともに、県や近隣市、大学等の高等教育機関などと連携した生涯学習推進体制を整備します。

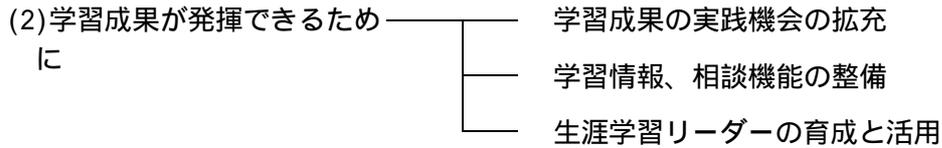
また、地域教育機能の向上を図りながら、市民活動の育成・支援、指導者の育成や確保を行い、子どもを含めた市民が学習の成果を活かし、さらに学習活動を推進できる体制づくりが課題となっています。

基本方針

生涯学習のための場を拡大するとともに、情報提供の整備、充実に進め、市民の自発的な学習活動の支援を強化します。また、すべての市民が気軽に、身近でスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、機会の拡充を進めます。

施策の体系

- (1)生涯学習環境を整備するために
 - 生涯学習機会の拡充
 - 生涯スポーツ、レクリエーション活動の振興
 - 生涯学習施設の整備、充実
 - 学習施設のネットワーク化



施策の概要

(1)生涯学習環境を整備するために

生涯学習機会の拡充

市民ニーズに合わせて公民館などの各種講座内容を充実するとともに、市内の高等教育機関の協力を得た市民講座を開催することにより、生涯学習機会の拡充を図ります。

生涯スポーツ、レクリエーション活動の振興

すべての市民が生涯を通じていきいきと健康的に生活することができるよう、気軽に実践できるスポーツ、レクリエーション活動の振興を図ります。

生涯学習施設の整備、充実

市民の多様な学習活動を支えるため、図書館、博物館などの生涯学習施設やスポーツ・レクリエーション施設の整備、充実を図ります。

学習施設のネットワーク化

文化会館、図書館、公民館などの生涯学習施設のネットワーク化を図り、学習講座主催施設以外でも、同時に講義を受けられるシステムの構築を図ります。また、県や近隣市、大学と相互に連携してテレビ会議システムなどを利用した広域的な地域情報通信ネットワークの整備を推進します。

(2)学習成果が発揮できるために

学習成果の実践機会の拡充

市民が生涯を通じて自由に自己表現をし、社会の中で生きがいを見いだすことができるよう、教育をはじめ文化、生活、地域社会などあらゆる分野で、学習した成果を社会で実践し、実践したことをさらに学習へとつなげることができる機会を拡充します。

学習情報・相談機能の整備

生涯学習センターの機能充実などにより、生涯学習に関連する情報の収集、提供や学習相談機能の充実を図るとともに、市民の誰もが学習した成果を外部に発信できるよう、ITを活用した環境整備を進めます。

生涯学習リーダーの育成と活用

市民の様々な要請に応えられるよう、生涯学習活動に欠かせないリーダーの育成や様々な知識・技能を持つ人を中心とした人材バンクを整備しその活用を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
生涯学習推進事業	生涯学習関連事業に関する情報の提供及び学習相談と、市の各種相談窓口とのネットワーク化を進めます。 また、生涯学習の指導者の需要に応えるため、ボランティア登録制度を構築します。
広域的地域情報通信ネットワーク事業	本市と船橋市、浦安市、千葉県とネットワークを結びます。また、市内の各社会教育施設及び大学をネットワーク化し、講座、講演等をテレビシステムで遠隔受講できるようにするとともに、情報の共有化を進めていきます。
総合型地域スポーツクラブの育成	市民のスポーツ参加を促進するため、子どもから高齢者まで楽しめる地域住民の運営によるスポーツクラブを育成します。

第4節 誰もが安心して働くことができる環境をつくります

経済の*グローバル化は企業活動のあり方を変え、雇用環境に大きな影響を及ぼし、また、経済の伸長は個人消費の動向と深く関係しています。このような動向を踏まえ、勤労者の福祉向上と消費者の権利擁護を図り、雇用や消費の環境を現代の高度な経済社会にふさわしいものに整えていきます。

- (1) 安心して働ける労働環境づくりのために
- (2) 豊かな消費生活を送るために

現況と課題

(雇用・労働)

近年の長引く景気の低迷により先行きが不透明な社会状況が続いており、社会構造も情報通信技術の発達からハイテク社会へと大きく転換しています。また、*IT革命やグローバル化の急速な進展により、新技術や外国語の習得など時代に適応した人材が求められるなど、雇用を取り巻く環境も激変しています。

このような動きを踏まえ、就労できる場所の確保と就労できるだけの技術を習得することが求められます。また、少子高齢化社会に向けて、仕事と家庭の両立ができるよう職場環境の整備を進めていくとともに、勤労者の主体的な活動の機会の充実や福利厚生の上昇を図る必要があります。

(消費生活)

今日では多種多様な商品の販売やサービスが提供され、これに加えてインターネットを利用した電子商取引が活発になるなど、消費生活に大きな変化が生じています。また、その一方で、販売方法や契約内容、商品の安全性などに関する苦情や相談も増加しています。

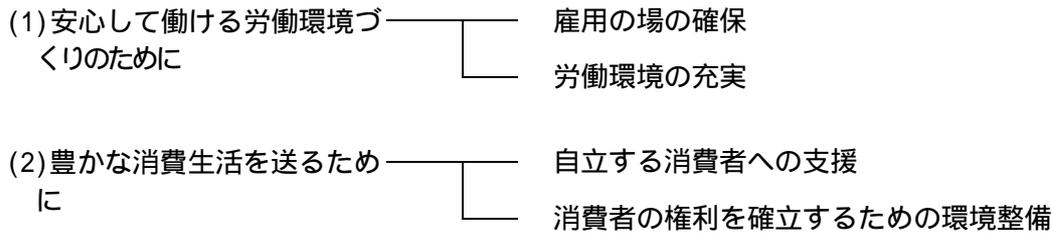
そのため、「自立する消費者」として、一人ひとりが自分の判断に基づき、安全な消費活動を行えるよう、意識啓発や情報提供に努めることが重要となっています。

基本方針

勤労者が安心して働き、暮らすことができるよう、雇用の促進と、福祉の向上など労働環境の充実を図ります。また、就労に関する様々な情報提供、相談等の機能を充実します。

「自立する消費者」に向けて消費生活に関わる意識啓発や情報提供、相談活動を充実し、消費者の権利の確立や消費者支援の環境整備についても推進します。

施策の体系



施策の概要

(1)安心して働ける労働環境づくりのために

雇用の場の確保

ハローワーク（公共職業安定所）と連携し、雇用の場を確保するため、職業相談、雇用情報の提供などを充実します。特に、高齢者や障害者、女性等の雇用機会の充実を図ります。また、時代のニーズに沿った職業技術の習得を支援し、雇用を促進します。

労働環境の充実

中小企業に従事する勤労者の福祉向上を図ります。また、少子高齢化対策として、仕事と家庭の両立ができるよう育児休業や介護休暇などの取りやすい職場環境づくりを進めます。

(2)豊かな消費生活を送るために

自立する消費者への支援

自己責任に基づいて自ら主体的に行動する「自立する消費者」を目指した啓発活動を推進します。

また、消費者団体の活動がより活性化するよう積極的に支援します。

消費者の権利を確立するための環境整備

悪質商法への対応やテレビショッピング、インターネット販売など新しい消費活動に対応した消費者の支援に努めるため消費生活センターの機能を充実します。また、安全で豊かな消費生活を送るために、安全な食生活の情報や経済社会環境の変化に配慮した生活の情報など幅広い情報を提供します。さらに、適正な計量の実施と確保を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
消費生活相談事業	事業者と消費者間の取引に関して生じた苦情の処理のあっせんを図ります。

第5節 人権を尊重し、世界平和に貢献します

人権の尊重と世界の平和は、人類が長年希求しながらも、今なお完全に到達できない目標だといえます。人権尊重と国際理解の深化に向けて、たゆみなく取り組みを進めます。

- (1) 人権と平和を尊ぶ社会を築くために
- (2) 男女共同参画社会の実現のために

現況と課題

(人権・平和)

わが国の憲法では基本的人権の尊重を掲げ、あらゆる差別を禁止していますが、今なお、その理想が達成されたとは言えない面を持っています。また近年は、子どもへの虐待、高齢者や障害者(児)の権利の擁護など、人権に関する新たな問題、課題が数多く指摘されています。人権問題は差別や偏見に関する理解や認識の不足に由来することが大きく、あらゆる機会を通じて、人権意識の向上を図ることが必要です。

特に、人々の意識や行動、社会の慣習の中には、女性に対する差別や偏見が根強く残っており、近年は、職場などでのセクシュアル・ハラスメントや性犯罪、夫・パートナーからの暴力など、女性に対する暴力の問題が顕在化していることから、固定的な性別役割分業意識の解消や女性に対する暴力の根絶を進めることが重要となっています。

また、平和について国際社会を見ると、冷戦構造は崩壊したものの、貧困や局地的な紛争はやまず、今、改めて人権や平和について理解を深める必要があります。

基本方針

人権を擁護するためのあらゆる施策を推進します。また、外国籍の市民とも共生できる平和な地域社会の実現のため、市民による様々な国際交流・協力活動への支援を通じて地域の国際化を図ります。さらに、核兵器廃絶平和都市宣言を踏まえ、平和への意識の啓発と高揚を図るとともに、恒久平和の確立に向けた諸施策を市民とともに積極的に推進します。

男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を図るため、幼少時からの教育を含めた意識啓発や社会環境づくりを総合的に推進します。

施策の体系

- (1) 人権と平和を尊ぶ社会を築くために
 - 人権尊重のための施策の推進
 - 平和施策の推進
 - 国際交流・国際協力に関わる活動の促進と支援

(2)男女共同参画社会の実現のために ———— 男女共同参画社会形成のための意識の啓発、高揚
すべての分野における男女の参画機会の拡充

施策の概要

(1)人権と平和を尊ぶ社会を築くために

人権尊重のための施策の推進

すべての人がお互いの人権を尊重し合う社会を目指し、差別意識の解消や、あらゆる暴力を根絶するための諸施策を推進するとともに、社会的弱者の権利を擁護します。

平和施策の推進

核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に基づき、恒久平和の確立のための諸施策を市民とともに積極的に進めます。

国際交流・国際協力に関わる活動の促進と支援

ともに生きる地球市民として、互いに理解し、助け合えるよう、平和や国際交流・国際協力に関わる市民の活動を促進するとともに、積極的な支援を行います。

(2)男女共同参画社会の実現のために

男女共同参画社会形成のための意識の啓発、高揚

男女共同参画社会基本法に基づいた新行動計画の策定を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けた教育や啓発活動を推進するとともに、女性センターの機能を充実します。

すべての分野における男女の参画機会の拡充

男女が社会の対等なパートナーとして、家庭や職場、地域社会など、あらゆる分野への参画と意志決定の機会が確保される社会の実現に向けて、意識啓発や社会環境の整備を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
外国人生活支援事業	外国人が地域で孤立することなく生活ができるよう、言葉の壁などをつくらないための諸施策を推進するとともに、ボランティアの協力による地域に根ざした外国人支援事業を充実します。
行動計画推進事業	男女共同参画社会基本法に基づいた行動計画を策定するとともに、行動計画による諸施策を推進します。